

①

意見書（治癒証明書）

様

児童名

男 女

病名 「 」

20 年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

20 年 月 日

医療機関名

医師名

印又はサイン

主治医の先生へお願い

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書へのご記入をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮ください。

○医師が意見書を記入する事が考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること(乳幼児にあっては、3日経過していること)
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過する事 ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として5日を経過する事
風疹（三日ばしか）	発疹出現の前7日前から7日後くらい	発疹が消失していること
水痘（みずぼうそう）	発疹出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核		医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎（はやり目）	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は 適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157・O26・O111等）	＜登園のめやす＞医師により感染の恐れがないと認められてから(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要は無く、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。) 厚生労働省 保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改定版)	
急性出血性結膜炎		医師により感染の恐れがないと認められていること
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認められていること